

佐渡市立新穂中学校 「学校いじめ（自死含む）防止基本方針」

平成26年2月16日制定、H27/9/30、H28/7/7、H29/1/13、H29/7/3改定

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせる恐れがある。よって、当校では、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置しないために、以下のいじめの未然防止等の対策を講じる。

(2) いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、その生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。（「いじめ防止対策推進法」第2条）

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や関係諸機関との連携を図りながら、全校体制でいじめの未然防止と早期発見・即時対応に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための措置

(1) 基本対策

① いじめ・自死の未然防止

ア 生徒自らがいじめの加害者にならないことを生徒指導の基本に置き、加害者のストレス、生徒間のトラブル等のいじめ・自死の芽を教職員の協働で見逃さない。
イ 生徒の命を大切にし、豊かな情操と道徳心を培い、良好な人間関係形成能力を養うため、すべての教育活動を通じて道徳教育、体験活動、自己有用感をはぐくむ活動等の充実を図る。
ウ 保護者並びに地域住民や関係諸機関との連携を図り、いじめ防止に資する生徒会活動、部活動等の「生徒の自主的活動」を支援する。
エ 教職員自らいじめを助長することのない言語環境の整備、一人一人の人格を尊重する言動、弱い立場にある生徒への温かな支援を行う中で、生徒との信頼関係を構築する。
「新穂中学校いじめ対応職員7箇条」（*1）に基づき、最優先の業務として行う。

② いじめ・自死の早期発見・即時対応

ア 朝学活、終学活で生徒一人一人を見渡し、「心の表情」を観察するよう心がける。
イ 「こころの健康チェック」・「いじめに特化したアンケート」を毎月、確実に実施する。
ウ 各学期に1回、全校生徒を対象とする「教育相談（自死の兆候把握含む）」を実施する。
エ 「スクールカウンセラー」や「心の教室相談員」、地域・関係機関との連携を強化する。
オ いじめの認知は当該生徒の立場で、迅速にいじめ対策委員会を開催し、方針を明確にする。

③ 職員の資質向上

いじめの防止、対応力向上等に関する職員研修を年間研修計画に位置付けて実施し、職員の資質向上を図る。

④ インターネット等について

ア 生徒及び保護者が、「インターネット等を通じて発信される情報の特性」を踏まえて、いじめの防止と、いじめ事案発生時に効果的対応ができるよう、必要な啓発活動、外部講師を招いての「ネットトラブル防止教室（自殺サイト閲覧含む）」等を開催する。
イ インターネット上のいじめは、関係機関から情報を適宜受け、迅速に対応する。

(2) いじめ防止のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を有する「いじめ対策委員会」を設置する。
〈構成員〉◎生徒指導主事、校長、教頭、養護教諭、各学年主任、SC、心の教室相談員等
〈活動〉ア アンケート調査、教育相談等のいじめの発見、未然防止に関すること
イ 生徒の健全育成に関わる保護者、地域住民と連携すること
ウ いじめ事案発生時、認知から解消までの対応に関すること
〈開催〉月2回を定例会（生徒指導部会兼）とする。いじめ事案発生時はその都度開催する。

(3) いじめに対応の基本手順

- ア いじめの相談を受けた場合、いじめに該当する場面を目撃した場合（判断・報告を迷った場合を含む）、学校外からの情報提供があった場合は、速やかに生徒指導主事又は教頭に報告し組織的に対応する。決して教職員個人として対応しない。また、被害者の自己決定の機会を設ける。
- イ いじめの事実が確認された場合は、毅然とした態度で指導に当たる。いじめの被害者、保護者の気持ちを尊重しながらも、加害者・加害者の保護者への報告・指導を確実にを行い、いじめを止め、再発させない。状況により、学級、全校生徒への指導を行う。
- ウ いじめを認知した場合、積極的に市教育委員会の指導を仰ぎ、関係機関とも連携していじめの解消に努める。

3 重大事態への対処

(1) 重大事態とは、

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
・生徒が自死した場合、自死を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合 ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合 等
- ② いじめにより相当の期間（年間30日）、学校を欠席することを余儀なくされている場合
- ③ その他、校長が重大事態と判断した場合

(2) 重大事態への手順

- ① 重大事態が発生した旨を、佐渡市教育委員会（・県教育委員会）に速やかに報告する。
- ② 佐渡市教育委員会と協議の上、当該事態に対処する特別組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ④ 上記の調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ その他
生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

4 関係諸団体との連携の充実

(1) 学校関係者評価委員会への報告

いじめを隠蔽することなく、いじめの実態把握及びいじめに対する適切な措置を講ずるために、次の2点を学校評価の項目に加え、学校評価関係者委員より評価、意見をいただく。

- ① いじめ防止のための取組に関すること
- ② いじめの早期発見・即時対応のための取組に関すること

(2) その他

- ① 佐渡東地区小中学校・警察等連絡協議会（1学期）
東地区の児童生徒の校内外の生活の状況や問題行動等の広範な把握や情報交換等を通して、いじめ防止対策の実効性を高める。
- ② 新穂学校後援会（6月）
地区内担当の後援会評議員への情報提供や適切な情報の収集にあたる。
- ③ 地区民生委員・児童委員協議会（6月、2月）
中学校区担当の民生委員・児童委員への校内状況に関する情報提供を行うとともに、個別の家庭への啓発や連携強化を図るための協力依頼を行うなど、学校・地域間の連携の中核としての機能をもたせる。
- ④ 新穂PTA協議会（3校P）
年2回の総務会並びに理事・代議員会を開催し、児童生徒の健全育成に資する体育的行事の企画、講演会等の運営にあたる。（7月、11月）また、地域パトロール情報交換会（7月）を開催し、学校、家庭、地域パトロール担当者間で情報共有を行い、地域のこどもは地域で守り育てる望ましい気風の醸成や地域への啓発等を推進する。

* 1 「新穂中学校いじめ対応職員7箇条」

いじめは不登校、**自死**にもつながる認識のもと

① いじめ対応は、最優先の業務である。

② 生徒の心の痛みの情報を得たり、**教職員自ら感じたら、躊躇なく**すぐに管理職に報告する。

③ 加害者のストレスを理解し、加害者の保護者と連携する。

④ いじめ防止対策推進法に基づき、毅然と対応する。

⑤ いじめかどうかの判断が難しい場合は、そのことを含めて被害者・加害者の保護者に確実に伝える。

⑥ いじめへの毅然とした対応のできる学校か、生徒、保護者、地域はいつもしっかり見ている。

その期待を裏切らない。

⑦ いじめの加害者・保護者、被害者・保護者の関係を改善するのが現代の学校の使命である。